

議案第104号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成28年5月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L第433号線	97 00	1 82	さいたま市緑区大字 中尾字駒前958番 1地先	さいたま市緑区大字 中尾字駒前959番 1地先	
O第95号線	24 41	1 82	さいたま市緑区大字 代山字坂口台519 番1地先	さいたま市緑区大字 代山字坂口台518 番1地先	
第612号線	10 12	2 00	さいたま市中央区鈴 谷三丁目1016番 36地先	さいたま市中央区鈴 谷三丁目1016番 37地先	
41608号線	41 18	4 00	さいたま市西区大字 佐知川字後谷536 番5地先	さいたま市西区大字 佐知川字後谷586 番1地先	